

審 議 結 果

会 議 名	川口市多文化共生指針策定委員会第3回委員会
開 催 日 時	平成29年7月20日（木） 10時00分から11時20分
開 催 場 所	川口市立かわぐち市民パートナーステーション会議室1・2
出 席 者	辻井委員長、熊木副委員長 堀田委員、飯塚委員、伊藤委員、鈴木委員、南部委員、阿部委員、岡崎委員 沢田市民生活部長、高山課長、川田係長、宮川主事、青木主事補 袁国際交流員
議 題	1 開会 2 議事 （1）審議事項 ア 第2次川口市多文化共生指針の策定スケジュールについて イ 第2次川口市多文化共生指針（素案）について （2）報告事項 ア 川口市における外国人住民の現状について （3）その他 3 閉会
公開／非公開の別	公開
非公開の理由	－
傍聴人の数	0名
会 議 資 料	会議次第 資料No.1 川口市多文化共生指針策定委員会委員名簿

	資料No.2 第2次川口市多文化共生指針の策定スケジュール 資料No.3 第2次川口市多文化共生指針（素案） 資料No.4 川口市における外国人住民の現状について 資料No.5 川口市多文化共生社会のためのアンケート集計結果正誤表 別添資料1 埼玉県多文化共生推進プラン（平成29年度～平成33年度） 別添資料2 多文化共生事例集（抄）
審 議 経 過	別紙のとおり
そ の 他	—

審 議 経 過

1 開会（10時00分）

- ・ 事務局から人事異動に伴い新たに就任された委員へ委嘱書の交付をした。
- ・ 事務局から出席委員数が委員定数の過半数に達しているため、川口市多文化共生指針策定委員会設置要綱第6条第2項の規定により本委員会が成立している旨を報告した。
- ・ 事務局から傍聴者がいなかった旨を報告した。
- ・ 事務局から配布資料について説明した。
- ・ 委員長が会議録署名人を選任した。

2 議事

（1）審議事項

ア 第2次川口市多文化共生指針の策定スケジュールについて

○委員長

審議事項ア 第2次川口市多文化共生指針の策定スケジュールについて事務局の説明を求める。

○事務局

審議に入る前に、前回の資料の差し替えをお願いする。第2回委員会で配布した資料3川口市多文化共生社会のためのアンケート集計結果について、第3回委員会の資料5にて正誤表と訂正後の資料をお配りしたので、後ほどご確認いただきたい。

それでは、審議事項ア 第2次川口市多文化共生指針の策定スケジュールについて説明する。

まず、これまでは川口市多文化共生指針の第2次改訂として審議を重ねていただいたが、本来、改訂とは1回までであり、本指針もすでに一度改訂を経ていることから、今般、全面

的に見直す時期に差し掛かってきているという意味も込め、第2次川口市多文化共生指針としての策定作業を進めていく。より充実した指針の策定を目指していくので、委員の皆様におかれましてはご理解を賜りたい。

第3回委員会では、策定案の審議として、第1章の指針の趣旨から第4章の指針の基本的な考え方、第5章の川口市多文化共生施策の位置づけと体系の一部、第6章の計画の推進体制、第7章のこれからの多文化共生の方向性について、内容をご審議いただく。特に第4章の指針の基本的な考え方については、本指針の基本理念と基本方針を定めるものであるので、重点的にご審議いただきたく願います。

第4回委員会では、第3回委員会の確認と第5章の川口市の多文化共生施策の位置づけと体系及び資料編の内容のご審議をいただく予定である。開催日程は10月5日木曜日、場所はかわぐち市民パートナーステーション会議室を予定している。

第4回委員会までご審議いただいた内容を第2次川口市多文化共生指針の素案として、平成29年11月にパブリックコメントを実施する予定である。パブリックコメントの詳細については、第4回委員会にてお知らせする。

第5回委員会では、パブリックコメントの実施報告及び正本案の説明をする予定である。開催時期は、平成30年1月を予定している。

最終的に正本が完成して関係機関に配布・設置される時期は、平成30年の2月頃を予定している。

○委員長

ただいまの説明について、意見、質問はあるか。

○委員

(「なし」との声あり。)

イ 第2次川口市多文化共生指針（素案）について

○委員長

審議事項イ 第2次川口市多文化共生指針（素案）について事務局の説明を求める。

○事務局

資料3の第1章では、指針の趣旨として、第2次川口市多文化共生指針策定の目的や経緯、国や県、川口市の動向、計画の期間について説明している。

第1章1目的について、近年の情勢として、定住外国人が年々増加していること、研修生や留学生といった滞在が比較的短期間になる外国人が増加していることから、外国人住民のライフステージが多様化し、必要とされる支援策が高度化・複雑化し、日本人住民にとっても外国人住民にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりが求められていることを示している。

また、今後の情勢として、平成32年の東京2020オリンピック・パラリンピック開催に伴い多くの訪日外国人が見込まれること、外国人の多様性を活かしたまちづくりを進めていくことで、外国人の目線でも魅力的なまちになること、外国人が過ごしやすいまち、外国人旅行者が訪れやすいまち、居住地としても選ばれるグローバルな都市としてのまちづくりが求められていることを示している。

以上のような社会情勢に対応するため、本市では、日本人住民と外国人住民が多様な価値観を認め合いながら、ともに学び、ともに働き、安心して暮らしやすい、そして気軽に訪れて快適に過ごしやすい多文化共生社会の実現を目指すことを目的とし、第2次多文化共生指針を策定することを謳っている。

続いて、2経緯では、現在までの国の経緯、埼玉県の経緯、そして本市の第2次川口市多文化共生指針を策定するまでに至った経緯を示している。

6ページの3国の動向だが、近年の日本における外国人住民の増加傾向と平成24年7月に施行された在留管理制度と住民基本台帳制度による外国人住民政策の制度改正に触れて

いる。

また、平成25年度より毎年改訂されている日本再興戦略によれば、外国人は日本経済の「担い手」としてとらえられていること、専門的な技術や知識を持つ外国人労働者を「高度外国人材」として活用し、または積極的に呼び込んでいくと謳っていること、そして、少子高齢化や人口減少社会といった社会問題に直面していく中で、外国人住民の果たす役割が大きく、ますます重要になっていくものと捉えられていることを盛り込んでいる。

4 県の動向については、近年の県における外国人住民の増加と定住化の傾向、さらには今後開催されるラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピックにより増加すると思われる外国人観光客を視野に入れた施策について触れている。

5 川口市の動向は、近年の本市における外国人住民が増加傾向にあること、さらに本市においても平成32年をピークに人口減少社会に入ると予測されていることに触れ、外国人住民を支援される側から支援する側として捉え直し、高度な技能や知識、様々な文化的背景を持ち、個性豊かで活気溢れる外国人住民の多様性をまちづくりに活かす、あらたな多文化共生の段階にはいっていることを謳っている。

そして、このような現状を踏まえて、日本人、外国人へのアンケートを実施し、日本人住民と外国人住民がどのように多文化共生を進めていくか再度検討を行い、新たな川口市多文化共生指針をとりまとめたことを示している。

今回策定する第2次川口市多文化共生指針は、計画の期間は5年間とし、平成34年度までに取り組むべき施策を取りまとめているものである。

なお、平成29年度については、川口市多文化共生指針改訂版の計画を踏襲するものとし、本指針では平成30年度以降の計画を策定するものとする。

7 ページは、第2章として、川口市における多文化共生の背景について説明している。

第2章1 全国における川口市の状況について、法務省統計の全国における在留外国人の数上位市町村によると、平成27年末において、川口市は、新宿区、江戸川区に続き全国で3番目に在留外国人が多く、以下、大阪市生野区、足立区、江東区と続いている。

また、川口市統計の川口市における外国人の数の推移によると、平成29年1月1日現在の川口市の外国人数は、平成17年1月1日現在の約2.0倍に増えていることを示している。

続いて、8ページは、2在留資格別でみる外国人の状況であり、川口市統計の在留資格別の川口市における外国人の数によると、平成29年1月1日現在、永住者、日本人や永住者の配偶者等、定住者を合計した人数は13,524人で、外国人全体の45%を占め、本市における外国人定住化の傾向を示しているものである。

9ページの3国籍・地域別でみる外国人の状況について、川口市統計の国籍・地域別の川口市における外国人の数によると、平成29年1月1日現在、川口市では99の国・地域に及ぶ外国人が在住しており、国籍・地域別でみると、中国が17,741人と外国人全体に占める割合の約60%と最も多く、以下、韓国、フィリピン、ベトナム、トルコと続いている。

10ページ、4年齢別でみる外国人の状況について、川口市統計の川口市の年齢階級別人口によると、平成29年1月1日現在、15歳以上65歳未満の生産年齢人口の割合は、日本人が63%であるのに対し、外国人は84%と非常に高いこと、外国人は少子高齢化や人口減少社会に向けて労働力不足解消の担い手として期待されることを謳っているものである。

11ページの5地区別でみる外国人の状況について、川口市統計の川口市の地区別外国人の数によると、平成29年1月1日現在、横曽根地区が9,110人と最も多く、以下、芝地区、青木地区、中央地区、南平地区と続いており、上位5地区で外国人住民全体の80%以上を占めているものである。

12ページ、6埼玉県における川口市の状況について、埼玉県国際課調べの埼玉県における外国人の数上位市町村によると、平成27年12月末現在、埼玉県内における市町村別在留外国人数は、川口市が27,906人と最も多く、以下、さいたま市、川越市、戸田市と続いており、また、住民に対する外国人構成比は、蕨市が6.4%と最も高く、川

口市が4.8%と続いている。

13ページからは第3章として多文化共生をめぐる現状について説明している。

1 日本語習得の必要性について、外国人住民が安心して地域で生活を送るためには、地域の人たちとお互いにコミュニケーションができることが重要であること、そのためには地域のコミュニケーションで使われる日本語の習得が必要になることを謳っている。

また、文部科学省の調査では、公立小中高校などに在籍する外国人児童生徒のうち、日常生活や授業に支障があり、日本語指導が必要な子どもは、平成28年5月1日現在で全体の4割にのぼり、そのうち実際に特別な指導を受けている子どもの割合は76.9%にとどまっているとされており、今後はさらなる支援が必要とされるものである。

また、学齢期を過ぎた大人の外国人住民についても日本語の習熟度が不十分な人がいることから、日本語の学習意欲の醸成と日本語学習の支援が必要になるものである。

2 多言語による情報提供について、日本語の能力が十分でない外国人住民の日本語学習を支援していく一方で、多言語でわかりやすい情報提供も必要であることを謳っている。本市では、外国人住民の利用頻度の高い書類や情報については、多言語による情報提供や啓発が進んできた。しかし、税や年金、福祉といった日本の様々な制度の理解についてはまだまだ進んでいないのが現状で、さらなる取り組みの加速が必要である。

3 コミュニケーションによる理解と協調について、外国人住民が安心して暮らせる多文化共生社会は行政だけでは実現できるものではなく、日本人住民と外国人住民がお互いにコミュニケーションできることが重要であることを謳っている。外国人住民の中には日本語の習熟度が十分でない人も多くいるため、日本語が理解できないことや情報が正しく伝わらないことにより、ルールやマナーの誤解、トラブルが生じることがある。地域でのコミュニケーションが十分でない場合、日本人・外国人住民相互の理解や協調が不十分になり、外国人住民が孤立して地域への参加の機会が失われてしまうことから、地域でのコミュニケーションの支援が必要である。

14ページ、4 日常生活を送るための環境（1）居住については、本市で実施したアン

ケート調査で、外国人住民の住家の種類は、全体の5割を賃貸住宅が占めている。一方で、賃貸住宅に入居しようとする際、敷金や礼金など外国人には一般的でない慣行があることや保証人を探すのに苦労したり、外国人であるというだけで断られるなど、様々なトラブルが発生することがある。

(2) 教育については、外国人には就学義務は課せられていないものの、日本人と同様に扱うものとされていることから、日本の教育制度の周知や就学の促進を進めていく必要がある。一方で、外国人児童・生徒については、言葉の壁によりコミュニケーションがうまく取れなかったり、学校での授業の理解に支障をきたすことがあり、現状としては、学校に通っている児童・生徒の4割程度には特別な日本語指導が必要とされている。

(3) 労働について、外国人住民が地域で自立した生活を送るためには、労働できる環境を整えていくことが必要であり、就業はもちろんですが、低賃金や長時間労働、不当な解雇、社会保険の未加入など、外国人住民の労働環境をめぐる課題や問題は様々であり、その解決には行政の支援が必要になるものである。

(4) 医療・保健・福祉だが、外国人住民はそのライフステージの多様化に伴い、入院や出産、子どもの健康など、日本の医療や福祉サービスを受けなければならない場面は増えている。しかし、国民健康保険など公的保険に未加入で医療費が高額になることをおそれて重症化するまで受診しなかったり、言葉の壁により病院にいても適切な診療を受けられなかったりするなど、安心して医療サービスを受けられない懸念がある。

また、健康診断、感染症対策、介護など、保健や福祉の分野においても、制度が十分に理解されていなかったり、言葉の壁により、適切な保健・サービスに支障をきたすことがある。

(5) 防災・防犯については、日本語が十分でない外国人住民は、災害発生時に被害情報や避難情報が得られなかったり、避難所でうまくコミュニケーションがとれずに、災害弱者になってしまうおそれがある。

また、地域の生活においても、日本語の理解が不十分なために防犯情報を理解できず、

犯罪に巻き込まれてしまうおそれがある。

外国人住民が地域で安心して暮らしていくためには、日本語の習得や多言語による防災・防犯の情報提供といったサポートが必要となる。

15 ページ、第4章の指針の基本的な考え方では、本指針の基本理念と基本方針、基本指標について定めるものである。

今回は第2次多文化共生指針の策定となるので、基本理念と基本方針についても見直すものとして、事務局としての案を示した。基本理念は日本人住民も外国人住民もともに尊重・理解し合う元気な川口のまちづくり、基本方針は異文化の交流　さまざまな交流や啓発の活性化、国際理解　誰もがお互いを尊重し合える環境づくり、多様な文化の躍動　人権を尊重し、外国人文化の多様性を活かしたまちづくりの三つである。

この基本理念と基本方針については、委員の皆様から重点的に意見をいただきたいと考えている。本日の委員会後、一定の期間を設けるので、基本理念や基本方針の案や盛り込んでみたいアイデアなどがあれば、所定のフォーマットを用意したので、メール、FAXまたは郵送などで事務局まで提出いただくようお願いする。

3 基本指標については、多言語ボランティアの登録者数、多文化共生事業の参加者数、多文化共生事業の満足度の三つを設定した。

多言語ボランティアの登録者数は、現状値を平成28年度の登録者数64人とし、平成34年度の目標値を過去5年間の本市における外国人住民の増加率に10%を加えた率を乗じた90人として、市に登録される多言語ボランティアを増員し、多文化共生事業の充実を図るものである。

多文化共生事業の参加者数は、現状値を平成28年度の620人とし、平成34年度の目標値を外国人住民数の今後の伸び率を上回る人数としている。

多文化共生事業の満足度は、現状値は未調査のため示すことができないが、多文化共生事業参加者向けアンケートにおいて、平成34年度までに80%以上の満足度を達成することを目標値としている。

16ページ、第5章として川口市多文化共生施策の位置づけと体系を示しているが、体系の中には基本理念や基本方針が含まれていることから、まだ確定はしていない。

また、体系の内容についても、現在、庁内各課あてに調査した内容を取りまとめている最中であるため、第4回委員会で説明する。

18ページ、第6章の計画の推進体制では、第2次川口市多文化共生指針を推進していく体制について、1 市民、市民団体、関係機関および市の連携、2 庁内各課との横断的な連携体制、3 他の計画などとの整合性、4 計画推進の視点をそれぞれ示している。

19ページ、第7章これからの多文化共生の方向性では、第2次多文化共生指針を推進していく上で捉えておきたい方向性について示している。

1 新たな資源としての外国人住民の多様性を活かしたまちづくりでは、99の国と地域からなる3万人を超える市内在住の外国人を支援される側から支援する側に捉え直すこと、第5次川口市総合計画の方向性に合わせて、外国人住民を新たな資源として掘り起こし、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて外国人目線でのまちづくりを推進することが、旅行者が訪れやすく、居住地として選ばれる魅力的でグローバルなまちになり、外国人住民の多様性を活かすための地域の環境整備にもつながり、多文化共生として発展した川口市の姿がみえてくることを謳っている。

2 高度人材の卵としての留学生の活用では、本市の在留外国人の一定数を占める留学生について、政府の日本再興戦略2016や地方創生、第5次川口市総合計画の観点から、少子高齢化や人口減少社会の到来に伴い外国人留学生の就業や創業、起業を促進することが空き店舗対策の解消や地域経済の活性化につながり、生産性の向上や労働力不足を解消した人と産業が元気なまちの実現が見えてくることを謳っている。

3 技能実習生の活用について、市内の企業では古くから外国人研修生の受け入れが行われ、川口商工会議所が受け入れ機関の監理団体認定を取得するなど全国的にも特色ある技能実習生の取り組みをしていること、平成28年度川口市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、市内製造業などを支える外国人技能実習生への支援の施策が盛り込まれていることに

触れ、人口減少社会における労働力不足の解消や地方創生といった観点から技能実習生向けの取り組みを進めることにより、地域社会との共生を目的とした技能実習生の多様性を活かしたまちづくりの姿が見えてくることを謳っている。

○委員長

ただいまの説明について、意見、質問はあるか。

○委員長

11 ページ、地区別で見る外国人の状況について、平成29年1月1日現在で29,989人とあるが、どこの国籍の人がどこの地区に多いかが分かる資料はあるか。

○事務局

資料4の25、26 ページに平成29年6月1日現在で地区別兼国籍別順位上位5カ国が記載された資料があるので参考にしていただきたい。

○委員

公益財団法人埼玉県国際交流協会に寄せられた質問で、随分前に日本に来た在留外国人が日本語を覚え生活していたのだが、年を召されたことで覚えた日本語を忘れ、日本での生活に支障がでて引きこもりになり、困ってしまっているとの相談を受けた。

川口市は生産年齢人口に外国人が集中しているので同じ状況はないかと思うが、もしあれば教えてほしい。

○事務局

外国人というだけで協働推進課に情報が入るわけではない。後期高齢・介護の関係だと健康増進部に入る問い合わせである。健康増進部に問い合わせが入った際に、日本語のできない相談者であれば職員を派遣し通訳する。今の時点でそのような話はきていないのが現状だが、今後可能性はある。

○委員

数点申し上げたい。

一点目、6 ページに川口市の動向の中で新たな多文化共生の段階に入っていること、支援される側から支援する側として捉え直すことが記載されているが、13、14 ページを見ると、現状として支援すべき項目が記載されている。例えば、防災、防犯について、防災の担い手、また、何かあったときに協力できる外国人住民もいると思う。このページが正に現状なのでこの記載になっているのは理解できるが、これから川口市の動向を踏まえた上で、外国人住民の方にも支援する側になっていただく必要があるかもしれませんなどの記載があるとよい。

二点目は、14 ページの労働について、記載の最後にその解決には行政の支援も必要ですとあり、正にそのとおりだと思う。あえて言うと、人口が減少し、外国人の方々が労働者として活躍する場が必要だとするのであれば、企業の方々も外国人の労働者に対してどうしていくのかという視点があってもよい。支援というのは行政だけでなく、企業も含めて一体となって川口市の元気なまちづくりをしていくという視点があるとよいと思う。

次に、14 ページの第4 章について、外国人住民の多様性を生かしたまちづくりを進めていく中で、基本理念に日本人住民も外国人住民とともに尊重・理解し合うという点があり、この点は現行の総務省の地域における多文化共生推進プランに従った記載だと思うが、例えば川口市の市長のコメントを拝見する限り、みんなでつくる川口の元気、産業の元気など、みんなで作っていくというイメージが非常に強いと感じる。日本人住民も外国人住民も尊重・理解し合うを入れてもよいと思うが、例えば、お互いの多様性について、当然外国人の方だけでなく日本人も多様であり、お互いの多様性を活かしてみんなで元気なまちをつくっていく、という視点が入ると基本理念が市長の掲げるスローガンも含まれ、よりよいのではないかと思う。

四点目は、16 ページの第5 章について、もし別添資料2を参考にしてしているのであれば、国・県の欄に記載してはどうか。

また、今回の多文化共生指針の中でコミュニケーション支援、生活支援、国際交流・理解の三つで区分してあるが、別添資料2の14ページでは1 コミュニケーション支援、2 生活支援、3 多文化共生の地域づくり、4 地域活性化やグローバル化への貢献の四点に区分されている。今回川口市の施策の新しい段階に入ったことを踏まえると、4 地域活性化やグローバル化への貢献という視点も何かしら入ってくるとよいのではないか。この四つから施策のとりまとめを行うのもひとつではないかと思う。

○事務局

いただいたご意見を検討し取り入れさせていただく。また、先ほど委員からいただいたご意見も、日本人はもちろん、外国人も高齢化は進んでいるので、同様に取り入れさせていただく。

○委員

支援される側だけでなく、外国人住民もリソースとして捉えていって、みんなで発展的というアプローチは非常に素晴らしい。旧来の同化主義的な権利擁護からステップアップした印象を誰もが持てると思う。

また、基本理念について、尊重・理解しあうことだけが目標のように見えるので、これを前提にしてみんなでどう作っていくのかという点をもう少し分かりやすく示すとよい。日本人住民も外国人住民も理解し合うのが前提で、そこからみんなでこうやって作っていくというほうが伝わりやすいと感じる。

基本理念は大変素晴らしいが、13、14ページにあるように、現状と環境の中で言語的な問題があまりにも前に出すぎているように思う。この問題は昔から存在し続けていて、完全に解消することはほぼ困難なことなので、ここではもう少し踏み込んでいただいたほうが、新規性が出るのではと考える。教育、医療、保険は特にそうだが、単に言語的な問題だけでなく他の国との医療システムの違いやこのような人間を養成したいといった教育観の違いなどを尊重して、基本理念と合わせた形で新しく作り、各分野でこんな問題があり、こうな

ったという点を表面的ではなく具体的に示していただけるとよい。

多文化環境においてメリットが大きくなってきたり、今後影響を受けやすいのは若年層、幼児、小学生、中高生だと思うので、次世代育成という視点をもう少し強調してはどうか。

住民をリソースとして捉えるとき、東京オリンピック・パラリンピック2020が開催されるが、川口市の住民が本当にこれを求めているかどうか、また、横断的かつイベント的なことについて、これを目標にすることは住民の意識と少し相違があるのではと感じる。

○事務局

本日配布した意見回答用紙にもご記入いただきたくお願いします。

○委員長

16ページの基本指標に多文化共生事業の参加者数と記載があるが具体的には何か。

○事務局

協働推進課で開催している事業で、日本語ボランティア入門講座、日本語ボランティアレベルアップ講座、異文化理解サロン、日本語スピーチコンテスト、防災訓練講習会などの参加者の合計が620人となっている。

○委員長

細かくなくてよいと思うが、多文化共生事業として今までにこういうものを行ったという一覧があると、委員の方も意見が出しやすくなるのではないか。

○事務局

今回は各課の調査を取りまとめている段階のため示すことができないが、第4回委員会の際に、16ページの第5章にて示させていただく。

○委員長

了承

○委員長

労働の件で、実例を話させていただく。当社には、永住権をもつベトナム国籍の職員が3名いる。彼らは奥さん、子どもが市内にいる方々なのだが、日本に来るには資格が必要で、ベトナムの大学を卒業していること、日本に来て専門学校を卒業していること、高度技能技術者の認定がないと日本で就労できない規定となっており大変厳しいものである。3名の方は日本語も非常に堪能であり、彼らのように日本で正式に入国を認められた方々は、日本語も問題なく、試験なども日本語で受ける。また、研修制度について、法改正があり3年だったものが5年になる。この期間で、クレーンの操作やフォークリフトの試験などを全て日本語で受験している。日本人でも落ちる方がいる試験だが、彼らは熱心で、これに受からないと研修が続けられないという覚悟で来日しているので100%合格する。もともと大卒でもないような方が、短期間で相当な努力をして合格している。一部ではそのような方々がいるということをお伝えする。

○委員長

その他に何かあるか。

(「なし」との声あり。)

(2) 報告事項

ア 川口市における外国人住民の現状について

○委員長

報告事項のア 川口市における外国人住民の現状について事務局の説明を求める。

○事務局

資料4本市の外国人住民の現状について、今回は平成28年12月1日現在の数値を報告したが、今回は平成29年6月1日現在の数値を取りまとめたので報告する。

前回の数値から6ヶ月推移しているので、21ページの一番下の表にあるとおり、外国人

住民数は3万人を超え、住民基本台帳登録人口に占める外国人住民の割合は0.28ポイント増加し、5.28%となっている。

○委員長

川口市の人口が増加している中で、日本人も増加していると思うが、外国人の増加がより川口市の人口の増加に繋がっているのか。

○事務局

日本人の人口より外国人の人口が伸びている。日本人の人口は横ばいの状況である。

○委員長

日本人が、川口市は住みやすくてよいまちだということで増えていると思っていたが、外国人のコミュニティの中で川口市は住みやすいと情報が広まっているのだろう。

その他に何か意見、質問はあるか。

○委員

川口市の中で外国人の多い地区は横曽根地区、芝地区、青木地区と、外国人がまとまっているように感じるが、住みやすい、仕事場が近いなどの理由があるのか。最近よく耳にするトルコ人、クルド人は日本に来たらとりあえず蕨に行けということもあるが、同じように川口市でもここに行けば仲間や友人が多いという場所はあるか。外国人が散らばっているよりは、集中しているように感じる。

○事務局

外国人は口コミなどでコミュニティのある場所に集まってくる。芝園の辺りは、中国の方が多く、最初に日本に来たときは芝園に行く情報が多くもらえるということで住み始める。その後、いろいろなことを知って芝園を出ていく方が多いそうである。やはり日本人も日本人の知り合いの多いところに集中すると思うので、外国人の方も全然分からない

ところにいるよりは、コミュニティのある場所に集中する。中国は大陸が広いので、中国にいるときは知り合えなかったような人たちが、日本に来て知り合いになる方も多いそうである。

○委員

日本にいる外国人でとても優秀な方がいるという話をされていた件で、そのような方は日本語もできて問題ないと思うが、あまり日本語ができない方や日本語で話ができても読み書きができない方もいるので、そういう方にも目を向けていただきたい。

現在、ハローワークで仕事を探す外国人がたくさんいるが企業から断られるようである。外国人はいらないという企業が大変多い。何日、何ヶ月も通い続けて仕事が見つからない現状がある。いろいろな外国人の知り合いから話を聞くと、同様のことがある。面接をしてもええたらありがたいという感じで、そこまでいかず、オペレーターの方が企業に電話をするとすぐに外国人はいらないといわれる。就職活動を続けても成果がなく、精神的に参り、経済的にも追い詰められる現状がある。皆さんこのことをご存知かどうか。

○委員長

外国人の方がどういう経緯で日本に来て定住できているのか、つまり、海外の大学を出てより高度な技術や収入を求めて日本に来た方と、日本に来て就労、定住ができる方、例えば日本人の配偶者となった方などがいる。

日本語の話せない外国の方を会社に迎え入れるのは、川口市内の企業クラスだと非常にリスクが高い。企業としての回答になり大変申し訳ないが、通訳の方も新たに雇わないといけないなどもある。当社は一国に絞っての入国で進めている。日本語がある程度話せるブラジル2世、3世の方は上手く活躍されているようだが、全く日本語が話せないが仕事をしたいという方をどう支援していくかを川口市として考えていかなければいけない点だと思う。具体的にどう対応していくべきなのかを、今後皆様から意見をいただき上手い方法が見つかるとうい。

○委員

仕事をしていて思うが、日本語が話せばできる仕事がたくさんある。同じ職場に中国の方とフィリピンの方がおり、日本語の読み書きはできないと思うが、丁寧に仕事を教えると、真面目に仕事をこなしてくれる。あまり日本語の読み書きができなくても、数字や英単語が分かり、仕事を丁寧に教えてもらえればできる仕事は多くあると思う。

○委員長

当社にも、飛び込みで外国人が仕事を求めて来るが、研修制度を設けているので研修生だけで人数が足りてしまうためお断りをしている。ただし、ハローワークで募集を掛けた場合は、応募があった方で実際に働いていただいている方もいる。これは企業の姿勢になってしまう部分がある。ハローワークからの紹介は受けているが、日本語の話せないどの誰かも分からない方を雇うわけにはいかない。ロッカー室やシャワールームなども共有なので工場の関係上やむを得ない面がある。

最初に外国の方が来たときは、従業員の中でもその国のことを聞くなど、すごく歓迎するムードがあった。自宅に招待し日本の料理を食べさせたり、仕事の仲間として飲み会や観光地に連れて行くなど、親切な環境があったが、最近は外国の方になれてきてしまっている。新潟にも工場があるため、一時新潟にベトナムの従業員を行かせたことがあるが、その際は従業員が大変喜び、川口にベトナムの従業員を戻すときは泣いて別れた。日本料理を振舞ったり、日本語を教えるなど地方に行くとみなさん大変温かく迎えてくれる。

川口市については、外国人が大変多いため最初の珍しさがなくなってしまった点があると思う。

○委員

25、26ページの概略図で、横曽根地区は圧倒的に外国人が多い地区である。仁志二町会でも、日本語が話せなくても全く不自由していないのではないかと思うことが多い。仕事も中国語が話せば問題ない不動産関係や飲食関係が多い。住んでいる外国人も無理

に日本語を話そうとする意識がなく、中国の方で集まって昼間でも大変大きい声で話している。日本の企業に勤めるというよりも、中国の方が集まって会社を起こして、日本語が話せずとも問題ないという雰囲気を感じている。

○委員長

コミュニティが出来上がり、日本語を話す必要がないという場所もある。

○委員

東京で外国人だけを雇っている会社があると聞いた。例えば、免税店や清掃会社があり、外国人を専門的に募集している。私は川口市でボランティア日本語教室をやっており、学習者として来ている外国人から仕事が決まったという話を聞くと、外国人でも入れるそのような会社が多い。中には日本語をマスターして日本の会社に入る人もいるが、そこまでいかない人は中国人のコミュニティの中で会社の情報を得て、みんなで会社に行く傾向があるそうである。

○委員長

先ほどの委員の話で、仕事が見つからない外国人の方は、コミュニティに上手く入れていない方かもしれない。

○委員

中国の方は大勢いるので、グループで行動することができる。

○委員長

20年以上前に赤坂に行くと韓国語しか聞こえない時期もあった。その後は赤坂ではなく新大久保が韓国人の多いまちになった。やはり、母国の人たちで集まって何かをすることによって不自由がなくなり、その中で日本語の堪能な方が日本企業に勤め母国との貿易の仕事をしたりと多様化していると思う。この現状を踏まえ、川口市の多文化共生指針の

策定のため活発な意見交換ができたらと考える。

○委員

外国人の伸び率と日本人の伸び率について、日本人の伸び率が横ばいということなので、それが分かるグラフなどを入れていただけると、確かに外国人の方も一緒にまちづくりをしていかないといけないというのが分かりやすくなると思う。

○委員長

その他にあるか。

○委員

前川地区で、空いた土地に中国人がコンテナを持ってきて何をしているのか分からない場所があるが、そこで何をしているのか市は把握して、何か支援などを行っているのか。また、商店街にトルコ人が店を開いたのだが、家賃10万でお客が来ないのでどう店をやっているのか、市が支援しているのか知りたい。

○事務局

経済部で何かの事業に該当して支援しているのか今は分からない。

○委員

一回店に入ったが、母国の生活用品や食材などを売っているようである。言葉を話せないもので何も買わずに出てきたが、本当によくやっていると思う。空き地についても、中国の方が何をしているのか分からない。

○事務局

地域の中で、怖い、何をしているのか分からないということについては、警察などに連絡していただいて、こちらも連携できる点は連携する。トラブルに巻き込まれないよう、安全面を考えて警察に通報してほしい。

○委員

市ではこういうことをやっていて、地域へ外国人住民とコミュニケーションをとって下さいというが、実際に地域の住民はどうすればよいかを具体的に示してほしい。前川3丁目は2回ほどコミュニケーションをとりながらイベントを行ったが、他の地域ではどうすればよいか分からないという地域が多い。指針のような文書だけでコミュニケーションをとって下さいということではなく、具体的な方法で地域の町会長あてに示してはどうか。

○事務局

指針に例として組み込めるかは検討させていただく。また、町会長単位で依頼があれば通訳やオリエンテーションの支援に伺うことができるので、ご相談いただきたい。

○委員

地域にどんな人がいるかを教えてくれないか。

○事務局

地域の人材については把握していない。

○委員長

個人情報の壁があるので難しいと思う。

○委員

地域のお祭りがあった際に、外国人住民とお酒を飲みながら話をしたが、話に入らない人もいた。みんなが話ができるようになればよい地域になってくると思う。

○委員長

お祭りで外国人住民と話をしたということなので、委員のお力でそのような方が増えるとよい。私見だが、江戸時代から鎖国の国なので外国人に対するアレルギーが世界一強い国民だと思う。また、人種差別についても、ここまで人種差別が強い国はないと思う。ヨーロッパ

パ、アメリカの国の知人がいると自慢になるが、アフリカのほうだと話しづらい環境がある中で、これからの外国人の対応が少しでも上手くいき、県内でも見本になるような川口市の指針になればよいと思う。

(3) その他

○委員長

事務局から何かあるか。

○事務局

7月から、外国人住民のための法律相談をモデル事業として行っているのでお知らせさせていただく。毎月第3水曜日の午後、弁護士による法律相談を行っている。対応言語は英語、中国語、韓国語、日本語で、事前予約制となっている。

次に、第2次川口市多文化共生指針（素案）に係る意見など回答票は、第4章の1基本理念及び2基本方針、さらには、その他として、第2次川口市多文化共生指針（素案）に関するご意見やアイデアを委員の皆様から賜りたいものである。また、担当まで連絡いただければ、Word形式のファイルをメールで送付する。

8月18日（金）までに、担当あて、メール、FAX、郵送などで回答いただくようお願いする。

○委員長

委員から何かあるか。

（「なし」との声あり。）

○委員長

これで、議長の任を降り、進行を事務局に戻す。

○事務局

これをもって、第3回委員会を終了する。

3 閉会（11時20分）

会議の内容については、以上のとおりです。

平成29年8月3日

川口市多文化共生指針策定委員会委員長

(辻井委員長署名)

川口市多文化共生指針策定委員会委員

(伊藤委員署名)
